

東大阪市農業委員会委員募集要項

東大阪市農業委員の任期満了にあたり、農業委員会等に関する法律（以下「法」という。）に基づく農業委員の募集を下記のとおり行います。

1 募集人数

18名

2 任用期間

令和7年9月1日から令和10年8月31日までの3年間

3 身分

東大阪市の特別職の非常勤職員

4 職務内容

(1) 農地法等に基づく業務

- ・毎月開催される農業委員会総会（平日1時間程度）等での議案審議・決定・農地の権利移動や転用に係る許可や承認
- ・農地の売買や賃借、転用の事前相談や許可後の確認
- ・農地の利用状況等を把握するための現地調査
- ・研修会等への参加

(2) 農地等の利用の最適化の推進に関する事項

- ・遊休農地の発生防止や解消のための農地巡回、指導、相談対応
- ・新規参入に関する相談
- ・農地所有者の意向把握（農地所有者への訪問や聞き取りなど）
- ・農業者との話し合いや座談会等への参加

※上記(1)(2)の活動は、毎月、活動記録簿に記入し提出していただきます。

※農業委員活動の目標日数は1か月あたり10日です。

（「総会への出席」や「外出時に近所の農地が遊休化していないか見て回った」などの活動も含まれます。）

(3) 委員の秘密保持義務について

農業委員は、多量の個人情報扱うことから、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない秘密保持義務が課されています。農業委員の職を退いた後も当該義務を負うことになります。

5 委員報酬

月額42,000円

6 推薦を受ける者及び応募をする者の対象・資格

農業に関する識見を有する者で、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、農業者との連絡、調整をはじめとした職務を適切に行うことができる者

このうち、法で定める中立委員として、農業政策・経営等に関する識見を有し、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者を選定する

ただし、次の事項のいずれかに該当する者は除く

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員に該当する者
- (4) 東大阪市暴力団排除条例に規定する暴力団密接関係者に該当する者
- (5) 法令等により農業委員と兼職ができない者(例: 国会議員、固定資産評価員など)

7 推薦及び募集に係る申込書の入手及び書類の提出先

- (1) 市役所農政課の窓口に備えるほか、市ウェブサイトからもダウンロードできます。
- (2) 所定の様式に必要事項を記入のうえ、候補者本人の住民票(発行後3か月以内のもので、マイナンバー(個人番号)の記載がないもの)を添えて郵送又は持参により提出してください。なお、提出された書類については返却いたしません。

8 受付期間

令和7年2月17日(月曜日)から令和7年3月19日(水曜日)

- (1) 持参される場合 : 平日の9時00分～17時30分
- (2) 郵送の場合 : 令和7年3月19日(水曜日)【消印有効】

9 推薦・応募の状況及び結果の公表

推薦・応募された申込書の内容については、法に基づき募集期間の中間及び募集終了後において公表します。住所以外の全ての事項(氏名、年齢、経歴、推薦・応募理由等)を、市ウェブサイトにて公表しますのでご注意ください。

10 選定方法

東大阪市農業委員会委員候補者選定委員会を開催し、提出された書類をもとに選定します。選定結果は7月頃に応募者全員に通知するとともに、市のウェブサイトで公表します。

11 問い合わせ先・提出先

〒577-8521 東大阪市荒本北1-1-1
東大阪市都市魅力産業スポーツ部 農政課
電話 06-4309-3180 (直通)